



危険な空き家の 解体費補助制度



補助額

最大50万円

居住誘導区域内は最大65万円

補助率

補助対象経費※の50%
※除却に要する工事費等のこと

対象工事

敷地内にある危険な空き家を
全て除却し更地にする工事

【空き家に附属する工作物も除却する必要があります】

補助要件

主な補助要件は下記をご確認ください。

詳細は市役所建築住宅課にお問い合わせください。

01. 除却する空き家が、「特定空き家」に認定されていること
または「不良度100点以上」の空き家であること
02. 空き家の所有者・その相続人（※1）又は相続財産清算人
が申請すること
（※1）所有者・相続人の成年後見人も可
03. 市税の滞納がないこと
04. 所有権等が共有（相続人含む）の場合、全員の同意
があること
05. 敷地内の附属する工作物などを全て撤去し、更地にする事
06. 「市内に本店を有する有資格事業者（※2）」が解体工事
を行うこと
（※2）解体工事業等の登録を受けている事業者

周囲に被害を与える前にご自身で解体しましょう！

申請・問合わせ先

柏崎市建築住宅課住宅対策係

電話：0257-21-2291【直通】

FAX：0257-23-5116

Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

市役所4階

市ホームページ



補助金交付の流れ

申込

01. **補助金事前調査申込書** に必要書類を添えてを市に提出してください。

審査

02. 市が書類審査・現地調査を行います。

提出先
市役所建築住宅課
【市役所4階】

通知

03. 申請者に、「事前調査結果通知（交付申請可否）」を郵送します。

- ▶ 可（該当）した場合は次の「申請04」以降に進みます。
- ▶ 不可（要件非該当）の場合は補助を受けることはできません。

申請

04. 工事着手前に **補助金交付申請書** を市に提出してください。

交付決定

05. 市から申請者に、「交付決定通知書」を郵送します。

着手

06. 工事に着手してください。（交付決定通知書の到着後）

重要
工事前・中・後の
写真を撮ること!!

完了後

07. 工事完了後に **実績報告書** を市に提出してください。

確定

08. 市から申請者に「確定通知書」を郵送します。

交付

09. 市から申請者の口座に補助金を交付します（銀行振込）。

- ▶ 振込は実績報告書を受領してから約1か月かかります。

必要書類等

申込書や申請書に添付する必要書類等は次のとおりです。

▶ **補助金事前調査申込書** に添付する必要書類等

01. 「登記事項証明書の写し」または「固定資産税課税明細書の写し」

02. 「住宅の位置図」と「現況写真」

03. 空き家の所有者との相続関係が分かる書類

04. 空き家の所有者またはその相続人の、成年後見人であることが分かる資料

05. 空き家の相続財産清算人であることが分かる資料

06. 共有者全員、または相続人全員の同意があることが分かる書類

07. 金融機関等が発行する抵当権の登記を抹消するにあたり、必要とされる書類の写し

補足：03～07の
書類等の添付は
該当がある場合に
限り必要です。

▶ **補助金交付申請書** に添付する必要資料等

01. 補助対象経費に係る見積額が分かる資料

02. 市税完納証明書

▶ **実績報告書** に添付する必要資料等

01. 工事完了写真（工事前、工事中、工事完了後が確認できる写真）※実績報告書裏面

02. 領収書の写し（コピー）